

板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)医療的ケア児利用実施要綱

(令和8年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を利用し、かつ、医療的ケアを必要とする児童(以下「医療的ケア児」という。)について、医療的ケア児でない児童とともに行う集団活動(以下「医療的ケア児活動」という。)を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進させ当該医療的ケア児の福祉向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、次に掲げる処置をいう。

- (1)口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引
- (2)胃ろう、腸ろう又は経鼻による経管栄養
- (3)定時の導尿
- (4)血糖値測定及びその後の処理(インスリン注射を含む。)
- (5)人工呼吸器による呼吸管理
- (6)前各号に掲げるもののほか、医療的ケア児が必要とする医療的ケア児活動において、主治医の指示のもと、次条に掲げる施設において実施可能な処置

(実施施設)

第3条 医療的ケア児活動を実施する施設(以下「実施施設」という。)は、前条に規定する医療的ケア児の病状、実施施設の人員配置や施設設備の状況を踏まえ、安全な活動の提供が可能であると実施施設の長が判断した実施施設とする。

(対象児童)

第4条 医療的ケア児活動の対象児童は、東京都板橋区乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用の認定に関する事務取扱要綱(令和8年3月5日区長決定)第3条に規定する児童とする。

(活動時間)

第5条 実施施設における医療的ケア児活動の活動時間は、午前9時から午後5時までの間の8時間以内とする。ただし、具体的な時間の取り決めについては、医療的ケア児の健康状態、施設における看護職員や保育士の受入体制等、これらの状況を勘案し、実施施設の長が決定する。

(実施者)

第6条 対象児童に対する医療的ケアは、認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)である保育士等や園に配置する保健師等(助産師、看護師、准看護師を含む)が行うものとする。なお、保健師等の配置及び医療的ケアの実施等を委託することができる。

(医療的ケア児活動の利用申込み)

第7条 医療的ケア児活動を利用しようとする児童の保護者は、次に掲げる書類を区長に提出することにより申し込むものとする。

- (1)医療的ケアに関する主治医の意見書兼指示書
- (2)前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(内定面談)

第8条 実施施設の長は、前条の規定により利用申し込みのあった児童について、実施施設における医療的ケア児活動の利用の承諾を判断するため、内定面談を行うものとする。

(活動の利用の承諾の保留)

第9条 区長は、前条の内定面談が行われている期間は、児童に係る医療的ケア児活動の利用の承諾を保留できるものとする。

(利用の承諾)

第10条 区長は、第8条の内定面談を経て、同条の児童の医療的ケア児活動の利用の承諾を決定するものとする。

(利用承諾後の手続)

第11条 実施施設の長は、当該児童に係る医療的ケア児活動にかかる計画等を作成するものとする。

(利用承諾の取消し)

第12条 区長は、利用児童について、次の各号のいずれかに該当する場合は、医療的ケア児活動の利用の承諾を取り消すことができる。

- (1)日常的に他の児童から隔離した場において活動が必要であると認められる場合
- (2)保健師等による随時の内容観察及び処置が必要な場合
- (3)前2号に掲げるもののほか、集団活動が不可能であると医師から判断された場合

(医療的ケアの実施状況及び内容変更の報告等)

第13条 利用児童の保護者は、毎年度、区長が指定する期日までに、第7条各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者は、当該利用児童に必要な医療的ケアの内容に変更が生じたときは、第7条各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(関係機関の連携)

第14条 実施施設の長は、利用児童の健康状態を的確に判断するため、主治医、医療機関等の関係機関と密接な連携をとり、利用児童の処遇の向上を図らなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭

部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。